

## 隣接法律職の準法曹化——「ロースクール」による

大幅な司法試験合格者増構想との対比において

田中嗣久

### 一、はじめに

わが国の司法制度をめぐる問題点のうち、とりわけ緊急を要すると考えられるのが法曹人口不足の問題である。

【表1】は、一九九八年度における弁護士数と地域分布を表したものであるが、これによれば、東京、大阪、沖縄、京都、愛知、福岡以外の道府県では人口一〇万人当たりの弁護士数は一〇人に満たない。双方代理的事態を防止するためには、自由競争の下で利用者側に弁護士選択の権利が保障されていることが不可欠であるが、全国ほとんどの県で、県庁所在地以外には弁護士は存在しないか、たとえ存在しても極端に数が少ないので実態であり、その結果、売買、貸借、雇用、不法行為、親族、相続問題等、我々の日常生活の中には法律問題の発生する要因が種々存在しているにもかかわらず、少額訴訟に関し、多くの国民は泣き寝入りしているものと思われる。

【表1】弁護士数と地域分布<sup>(1)</sup>

東京都	六六・四三人
大阪府	二七・三〇人
沖縄県	一三・一人
京都府	一一・八〇人
愛知県	一一・四五人
福岡県	一〇・六九人
宮城など一七道県	五人～九人
長野など二四県	四人以下

法曹人口を主要先進国との比較しても、日本では約二万一〇〇〇人であるのに対し、アメリカ約九四万人、ドイツ約一万一〇〇〇人、イギリス約八万三〇〇〇人、フランス約三万六〇〇〇人と、日本の法曹人口の少なさはきわめて大きい（表2 参照）。

【表2】法曹人口の主要国との比較（日本を一・〇〇とした場合<sup>(2)</sup>）

	弁護士	裁判官	検察官
日本	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
フランス	三・七七	四・九四	二・四〇
ドイツ	八・七〇	一五・〇六	六・四〇
イギリス	一一・三四	三・八八	四・〇〇
アメリカ	二四・八七	六・七一	一一・五〇

このような問題を踏まえ、一九九七年一一月の自民党司法制度特別調査会の提言を契機として、現在日本版ロースクール（法科大学院）による司法試験合格者数増<sup>(3)</sup>の問題が議論され、その実現が現実味を帯びるようになつてきた。日本版ロースクールによる司法試験合格者数増問題は、学部卒業後3年程度の「ロースクール」による教育を前提として、現在の司法試験合格者数一〇〇〇人から三〇〇〇人程度に増員させることで法曹人口の増加をはかるものである。しかし、昭和二年に二六五人で始まり、その後四〇年以上にわたり四〇〇～五〇〇人で推移してきた司法試験合格者数が、現在は一〇〇〇人まで増加し、それをさらに三〇〇〇人まで増加させることができたとして国民の利益にかなうものであるのか。なぜなら、「弁護士」の大幅増員は、その資質に対する国民の信頼に混乱を生じさせる可能性が存在するからである。

そこで、ロースクール構想自体には反対するものではないとしても、「弁護士」資質を落とすことなく法曹人口問

題を解決するには、「弁護士」の大幅増員ではなく、「弁護士」より権限が制限された他の制度、例えば、「準弁護士」制度を創設する方が望ましいものと考えられる。そして、この「準弁護士」の供給源として注目されるのが、全国に約一六万人存在する隣接法律職（司法書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、行政書士）なのである。

## 二、「ロースクール構想」と「隣接法律職の訴訟関与の問題」をめぐるこれまでの主な経緯

一九九七年一月

- ・自民党の司法制度特別調査会が、ロースクール方式の導入、司法書士等の隣接資格者の法律事務への参入等の検討を提言。

一九九八年五月

- ・経済団体連合会が、法曹の養成を目的とする大学院レベルの法学課程（ロースクール）を新たに開設し、その終了をもって司法試験の一部を免除るべき旨を提言。

一九九八年一〇月

- ・自民党の司法制度特別調査会が、ロースクール方式の導入、弁護士と司法書士、弁理士、税理士、行政書士など隣接法律専門職種との間の協力関係やその在り方等についての検討の必要性を提言。

一九九九年一〇月

- ・大学審議会が、ロースクール等について広く関係者の間で検討していく必要を答申。

一九九九年二月

・文部省が、法学教育のあり方を考えるため「法学教育の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置。

一九九九年五月

・司法制度懇話会が、要望書「司法制度改革に関する提言」を発表。準法曹（司法書士、税理士、弁理士、行政書士等）、企業法務部への法律事務の解放や、ロースクール大学院をつくり職業法律人の養成を全く自由にすること等を提言。

一九九九年七月

・佐藤幸治京都大学教授が、法科大学院の必要性をシンポジウム会場で講演。京都大学のシンポジウムを皮切りに、以後二〇以上の大学がロースクールのシンポジウムを開催。

・政府が司法制度改革審議会を設置。佐藤幸治京都大学教授が会長に就任。

一九九九年一〇月

・第二東京弁護士会が、司法研修所の廃止、新司法試験の実施等を前提にしたロースクール試案を発表。

一九九九年一二月

・全国七七九社の法務担当者でつくる「経営法友会」（代表幹事、西川元啓・新日鉄取締役）が、「ロースクール構想がその教育課程を経た者のみに司法試験受験資格を与える内容である限り、大学の差別化を助長するだけ」とする提言を司法制度改革審議会に提出。

二〇〇〇年一月

・東京商工会議所が、「司法制度の論点について」と題し、司法書士、弁理士、税理士、行政書士など隣接職種に

訴訟代理権を認め、弁護士との協力・競争関係を築くこと等を提言（ジュリスト一一七〇号一四四頁）。

二〇〇〇年四月

・司法制度改革審議会が、ロースクール（法科大学院）構想について、「法曹制度を改善する有効な処方箋の一つ」として本格的に検討していくことで合意。中坊公平委員（元日本弁護士連合会会長）は、隣接法律職との関係を考慮した上で法曹の全体の大増加を主張。

・文部省が、「大学の法学部を卒業した法律家志望者を主な対象に、二年制または三年制修士課程とする」旨のロースクール（法科大学院）の素案を明らかにする。

・日本弁護士連合会の理事会が、ロースクール日本弁護士連合会構想について、全国適切配置、門戸を広く開放する等の執行部方針を承認。

・司法制度改革審議会が、文部省、法曹三者（最高裁、法務省、日本弁護士連合会）、大学関係者でつくる会議に、ロースクールの制度面等を具体的に検討するよう依頼。

・経済人や学者で構成される「民間司法臨調」（会長、亀井正夫・住友電工相談役）が設置。  
・民間の「司法改革フォーラム」（会長、鈴木良男・旭化成常務顧問）が、司法制度改革に消費者の視点が必要である旨主張。

二〇〇〇年五月

・自民党の司法制度改革調査会が、日本型ロースクール（法科大学院）構想、隣接法律職（司法書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、行政書士）の訴訟関与等を内容とする報告書を作成。

## 隣接法律職の準法曹化

・日本型ロースクール（法科大学院）の具体案作りを行う司法制度改革審議会の検討会の初会合が開かれ、九月までに検討結果を取りまとめ、審議会に提出するため、月三回のペースで会合を開くことを確認。

・文部省内に、「法科大学院構想に関する検討会議」が設置される。

二〇〇〇年六月

・関西、関学、同志社、立命の四大学が、法科大学院設置に向けた取組を話し合う「法科大学院共同研究会」を発足させた。

二〇〇〇年七月

・隣接法律職の関係団体が司法制度改革審議会で説明

二〇〇〇年八月

・司法制度改革審議会において、法曹人口を大幅に拡充するため、司法試験合格者数を年間三〇〇〇人程度に増加させることで意見が一致。

### 三、隣接法律職のこれからの方針性

#### 1、「弁護士」の大量急造が果たして妥当か

一で述べたように、わが国における弁護士人口の不足は紛れもない事実であるが、よくいわれる「フランス並み」を、司法試験合格者増により早急に実現させるとした場合、司法試験合格者を現在の何倍にしなければならないのかが問題となる。達成目標を何年とするかにより異なるが、仮に一〇年とすれば、現在の弁護士数約一八・〇〇〇人弱

として、年間約七・二〇〇人という現在の合格者の七倍以上の合格者が要求される。しかも、それでは弁護士数が増え続けるという問題にも直面する。

フランス並みで留め、アメリカ型の訴訟社会を防止するには、一年目からの司法試験合格者数をどう調整するかという難問が待ちうけている。解決策としては、今後合格者を徐々に増やし、五年目の最高ピーク時には合格者を現在の一・二倍程度になるようにし、その後徐々に減らしていく方法が考えられるが、それでは一世代に偏った弁護士構成となるだけでなく、弁護士の「質」への疑問も呈せられる。

世代に偏ることなく弁護士を配し、しかもフランス並みの四倍に増員するとなると、半世紀計画の事業となる。また、弁護士増員による「資質」の問題も見過ごすことはできない。現在、難関試験の洗礼により弁護士としての「資質」が担保されている（もちろん、例外も存在するが、それはいかなる社会においても存在しうる例外である）。そして、重要なのは、国民自身が「弁護士」という呼称に、その資質を無意識下のうちにも意識し、信頼を置いている点である。この信頼感、言いかえれば、難関国家試験合格者に委託しているという信頼感は、国民から簡単に奪い去るべきではない。

「雪印事件」もあり、大企業ブランドに対する国民の信頼感は揺らいでいているが、従前とは資質の異なる大量の人材を導入しながら、これまでの「弁護士」ブランドを冠することは、国民に無用の混乱を生じさせる。弁護士の大幅増員を実現することは、国民にとっては、従来の弁護士とは異なる新しい資格の創設にほかならないからである。

そこで、弁護士を大幅増員するにしても、その増員分については、従来の弁護士とは違う名称、たとえば「準弁護士」として一応の区別を設けることが妥当なようと思われる。「準弁護士」には弁護士の有する権利の全てを与える

必要はない。その一部、たとえば法律相談権や少額訴訟代理権等を与えることで問題の多くは解決できるはずである。

「準弁護士」を全国に配置させることで、国民の日常的法律問題を解決させる一方、「準弁護士」に解決し得ない問題については、その紹介により弁護士に依頼させる。身近に存在し日頃から接触ある「準弁護士」を選択するか、遠くにいる「弁護士」を選択するかは国民の自由である。そして、「準弁護士」の供給源として注目されべきものが、司法書士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士等の隣接法律職なのである。

## 2、弁護士法七二条と隣接法律職

法律職には、一般に法曹と呼ばれる弁護士・裁判官・検察官の他に、司法書士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士等の隣接法律職が存在し、それぞれの専門分野ごとに、官公署に提出する書類の代理作成を業とする。また、弁護士法七二条は、「弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」と規定し、弁護士以外の者について訴訟代理を業とすることを原則として認めない。

しかし、法律的知識に裏打ちされた書類作成が原則となり、單なる「代書」がもはや存在しなくなっている現代においては、「士業」間のボーダーレス化が進行しつつあり、一方において、一般消費者に各資格ごとの接点で乗り換えを強要する不合理不便性を考えるならば、「士業相互の乗り入れ」を検討すべき時期に差し掛かっているようと思われる。

(職種)	(会員数・九九年四月現在)	(主な業務)
弁護士	約一万七千名	訴訟代理等
司法書士	約一万七千名	登記申請書の作成等
税理士	約六万四千名	確定申告書の作成等
弁理士	約四千名	特許申請代理等
社会保険労務士	約二万五千名	労働社会保険に関する書類の作成等
行政書士	約三万五千名	許認可申請書の作成等

弁護士と隣接法律職、若しくは各隣接法律職相互間における「乗り入れ」に関するものとしては、隣接法律職を「事務弁護士」とする考え方、弁護士、司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士等は名称独占とする考え方、あるいはこれらの一元化を目指す考え方等が見受けられる。

#### (A) 「事務弁護士」とする考え方

那須弁護士は、弁護士が「法律事務独占権を保持したまま量的拡大」を続けていけば、弁理士、税理士、司法書士、行政書士等のいわゆる隣接法律職を圧迫し、「職域摩擦が過熱化する」とし、「これらの専門職に「国内事務弁護士」として日弁連に登録させた上で、訴訟外の法律事務を取り扱うことを認める」ことを提案される。<sup>(4)</sup>

また、木村慶応大学教授は、大都会の規模の大きな法律事務所が、過疎地へ駐在員として弁護士を派遣するとしても、そうした地元の人々が立ち入った法律問題をいわば「よそ者の弁護士に依頼することは頻繁ではない」とや、

弁護士過疎地における平均的な人々にとつては、「行政書士、司法書士、税理士、弁理士となれば日頃からおつきあいもし、それぞれの職域における法律問題を相談し」問題の解決を図つてもらつてることをあげ、行政書士に焦点をしぼつて、行政法の領域における人々の権利自由の保護のために行政弁護士の地位を目指すことを提案される。<sup>(5)</sup>

(B) 名称独占とする考え方

阿部神戸大学教授は、日本では弁護士数が少ないため、実際には、司法書士、行政書士などが、限定された範囲であれ、具体的な事件に関して法的な知的サービスを提供しているが、司法書士、行政書士からいえば、「業務上必要な知識の提供が弁護士法違反」などとささやかれるなど、「士」による垣根が国民に不便<sup>(6)</sup>であるとした上で、「法律知識の提供に関しても、弁護士の業務独占を廃止し、名称独占にとどめるべき」であり、たとえば、税理士、司法書士、行政書士が報酬を得て業として具体的な事件に関して法的な助言をすることも許されることになるとして、各種を平等にして、法律関係の資格をすべて「名称独占」にすることを提案される。<sup>(7)</sup>

(C) 一元化をめざす考え方

萩原神奈川大学教授は、規制緩和後の法の支配が確立した社会では、「特殊日本の準法曹の存在理由は大幅に減少」し、代わって必要とされるのは、「行政と戦える法的武器を持った法律専門職すなわち正規の法曹＝弁護士」であるから、「準法曹はすべて正規の法曹に脱皮するべきである」とし、各種試験を廃止し、司法試験に一本化することを主張される。<sup>(8)</sup>

また、林弁護士は、弁護士の飛躍的増員論は、「社会の法化にともなつて弁護士ニーズが急増するとのこと」を前提にしているが、法的紛争への対処のみであれば、「現状を前提にしての増員修正」ですむはずであり、これをロースクールによる大量かつ恒常的な養成の考えは、「行政事務的分野の法化とそれへの弁護士の参入」を想定したものに他ならないとされる。そして、この想定が現実的な政策として実施されたとき、「行政事務を担つてきた法律関連職と弁護士との競合状況が全域で発生する」が、「対立よりも協働の建設的な模索」がなされるとし、その理由として、新規参入の弁護士が法律関連職の築いてきた専門性に比肩しうる能力を直ちにえられるはずもなく、また顧客人脈をうることもできないことを上げられる。そうした上で、ロースクールによる弁護士の大量人數の供給策が定着するにつれ、「公認会計士を除く法律関連職の供給源が弁護士制度に一元化する」に至り、「分化専門家した弁護士間の協働問題」として新たに展開される状況になるものとされる。<sup>(8)</sup>

### 3、結語（私見にかえて）

司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士等の隣接法律職の乱立は、私的営業活動にとつて誠に不合理である面を否めない。たとえば、会社設立の場合、根本規則である定款の作成認証は行政書士がしても、登記手続は司法書士である。また、営業に必要な役所への許認可手続は行政書士であるが、社会保険労務士では、税の申告は原則として税理士である。さらに、訴訟問題が生じた場合、彼ら隣接法律職では原則として処理し得ず、弁護士を探し出す必要に迫られる。

このように考えてくると、国民が営業活動を行うには、実に様々な隣接法律職ならびに弁護士の利用を義務（？）

づけられていることがわかる。もちろん、隣接法律職や弁護士を利用せず本人が行うことも可能であるが、現実問題、法律的専門知識のない多くの国民にとつて、それは不可能な話といえる。

そして、何よりも問題なのは、必要とされる隣接法律職や弁護士を探し出すことが、一般国民にとつてそうたやすくはないという点である。中小事業者が営業を続けていくには、信頼の置けるこれら隣接法律職と、絶えず知り合つておく必要があるが、大都市部においてもそれはなかなか困難ことであろう。そこに、隣接法律職間の領域侵犯問題が生じるのであり、隣接法律職や弁護士の「垣根」の解消は、国民的サービスの見地から、急を要する問題である。

司法試験と隣接法律職の各試験を一元化する（C）では、（新）司法試験を実施して、合格者は、裁判官、検察官、（新）弁護士の道を選ぶことになる。（新）弁護士は、従来の弁護士業務は当然のこと、登記（司法書士）、税務（税理士）、特許（弁理士）、社会労務保険（社会保険労務士）、許認可（行政書士）の業務も、これまでのよう士業間の垣根を考えることなく取り扱うことができ、その意味では、多いに国民の利益に資する。

しかし、（C）では、既存隣接法律職有資格者の取扱問題が発生する。この点に関しては、隣接法律職はそのまま残す考え方（①）、隣接法律職のうち研修・試験等を通して（新）弁護士に移行するケースを認め、残りを隣接法律職のまま残す考え方（②）、隣接法律職をすべて（新）弁護士にする考え方（③）が存在するが、そこには、隣接法律職者の「既得権擁護」の問題と、弁護士としての「資質」の問題が複雑に絡み合う。

（新）弁護士制度によつても隣接法律職の業務を従来どおり認めるならば既得権の侵害はありえないと考える（①）、（②）のは誤りである。今後新規参入者が存在しない職種は衰退の一途を辿る運命にあり、それは、長年培ってきた各隣接法律職の存在価値を根底から奪うものであり、既得権の侵害に他ならないからである。

一方、既存の隣接法律職者を、すべて（新）弁護士に統合する考え方（③）は、弁護士としての「資質」面からの問題を含む。各隣接法律職の試験（司法書士試験、税理士試験、弁理士試験、社会保険労務士試験、行政書士試験）の受験だけで、完全な法曹としての資質の担保は困難だからである。そして、この点は、名称独占を許すのみで各資格の実質的垣根を取り除く（B）も同様なのである。

私見は、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士の四業種に関しては、業として報酬を請求できるのは各資格者に限定されるが、無報酬ならば他士業の業務を行つてもかまわないのではないかと考える。その一方で事務弁護士として弁護士会への入会を許し、各資格に対応する法律相談権もしくは一定範囲の訴訟代理権を与える。そして、事務所の看板は、たとえば司法書士の場合、**【事務弁護士・司法書士○○○○事務所】**とする。

事務弁護士として弁護士会が入会を認めるには、講習と試験を存在させるが、法曹開放の理想の元、講習と試験は、各関係団体（司法書士会、税理士会、行政書士会、社会保険労務士会）と協調しての実施をはかる。そうすれば、全国で一〇万以上の「事務弁護士・隣接法律職」事務所で、ほとんどの書類作成手続から簡単な訴訟までをカバーすることが可能になる。

「弁護士」なる呼称は、少なくとも現在レベルでの文科系最高峰といわれる司法試験に合格した者を指すこととし、國民に、たとえ遠距離であつても、難関試験合格者をパートナーとして選択し得る権利を保障するべきである。司法試験合格者を大幅に増員させたり、隣接法律職者を弁護士という名称に統一させてしまうことは、難関司法試験を合格した弁護士を選択したいという國民の権利を奪うことになる。

「難関試験に合格した法曹」と「難関試験には合格していないが法律知識は担保されている法曹」の存在を國民に

明示し、あとはサービス等で自由競争をさせ、いざれを選択するかは国民の権利とする。身近にいる隣接法律職者を法曹として利用できる権利とともに、遠くにいる弁護士を選択し得る権利も確保されなければならない。法曹人口の不足問題は、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士等の隣接法律職に「事務弁護士」として法曹資格を与えることで達成し、「弁護士」に関しては、ある程度の増員は止む終えないとしても、大幅な増員は避けるべきものである。

(1) ジュリスト一一七〇号五一頁の表を修正。

(2) 日本経済新聞2000年5月13日掲載の表を修正。

(3) ロースクール（法科大学院）構想は、アメリカの法学研究機関ロースクール（Law school）を参考にしたものである。しかし、アメリカの法学校教育システムは、日本と比較すると大きく異なっている。アメリカの四年制大学には、法に関係する授業をするところはあるが、日本の大学の法学部に相当するものではなく、アメリカの法学校教育は、政治学、経済学、工学といった法学以外の勉強をして四年制大学を卒業して学士号を取得した上で、日本の大学院に相当するロースクールに進学した時点から始まる。ロースクールにはいるには、大学時代の成績、志望動機に関する小論文も勘案されるが、最も重視されるのは、全米共通試験L S A T（Law School Admission Test）である（L A S Tは、法律の専門的知識を問うのではなく、読解力、分析力、論理的思考力をはかる高度の知能テストに近いものとされる）。アメリカで法曹資格を得るために、ロースクール卒業後に法曹資格試験（Bar Examination）を受験することになる。

※アメリカの法学教育

四年制大学（法学部なし）→ロースクール（三年）

法曹資格試験

そして、このアメリカのロースクール制度を日本の法学教育にマッチした形態で導入することをめざしているのが、日本版ロースクール（法科大学院）構想なのである。

学部教育	組み 基本的 的枠	定員 ・総数	【ロースクール構想の比較】 ジュリス一一七六号一三一頁の資料17を修正				
			①柳田弁護士案	②神戸大学案	③東京大学案	④京都大学田中成明教授案	⑤第二東京弁護士会案
法曹基礎教養学部で は法学専門教育の一部又はその準備段階としての法学教育を行わず、一般教養教育を行うことに専念し、「謙虚さ・人	法曹基礎教養学部で は法学専門教育の一部又はその準備段階としての法学教育を行はず、一般教養教育を行ふことに専念し、3年終了時に法	法曹基礎教養学部4年→法曹大学院3年↓司法試験→弁護士資格→裁判実務課程1年↓裁判官・検察官・訴訟弁護士	新・法学部(3~4年)→法科大学院(2~3年)→新・司法試験→法曹資格	法学部(前期2年→後期2年の法曹コース)→法曹大学院2年(1年半)→司法試験→司法修習→法曹資格	ロースクール修了者の相当部分が司法試験に合格する程度	・一〇から二〇校 ・一五〇〇から二〇〇人	一二〇〇人程度 (当面)
大学院の一部科目を乗り入れ科目にし、3年終了時に法	実定法科目の再編・技術的要素を縮減し、基礎概念、構造の習得に鈍化・法科進学	・前期2年は教養科目、法学基礎科目・後期2年の学生の一部が法曹コースに	法学部4年→法科大学院(2~3年)→新・司法試験→研修	法学部4年→法科大学院(2~3年)→新・法試験→法曹弁護士2年→裁判官・検察官・弁護士	・一〇から二〇校 ・一五〇〇から二〇〇人	一二〇〇人程度 (当面)	一二〇〇人程度 (当面)
士制度を柔軟に運用	・一般教養科目・法学関連科目	・一般教養科目	・一般教養科目	・一般教養科目	・一般教養科目	一二〇〇人程度 (当面)	一二〇〇人程度 (当面)

隣接法律職の準法曹化

- (4) 那須弘平「法曹人口の増加を最重点に」ジユリスト一一七〇号一二二頁
- (5) 木村弘之亮「行政書士から行政弁護士への改革」日本行政三二八号二三頁
- (6) 阿部泰隆「弁護士などの業務独占の見直し」ジユリスト一一七二号一六〇頁
- (7) 萩原金美「司法改革と弁護士法七二条」自由と正義二〇〇〇年七月号四九頁
- (8) 林光佑「弁護士と法律関連職との協働について」ジユリスト一一八〇号一七頁。なお、他に専門職の統合を論じたものとして須綱隆夫「司法制度と法律家」月刊司法改革八号一四頁がある。